

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本目標

前期計画では、団塊の世代が全て後期高齢者になる令和7(2025)年に向けて、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目標としましたが、今回の計画では、令和7(2025)年、その先の令和22(2040)年を見据え、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進をめざし、次のとおりとします。

**高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、助け合いながら、  
安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりをめざして  
～地域包括ケアシステムの深化・推進～**

この基本目標を実現するため、次の5つの施策の柱に基づき、具体的な施策を展開していきます。

### 第2節 施策の体系

#### 1. 人材確保・定着の取組強化

今後高齢化のさらなる進展により介護サービス需要の増加が見込まれる一方、人口減少とあいまって労働人口の減少が進むため、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。新規人材の確保・定着の双方の観点から、総合的に人材確保対策を推進していくことが必要です。

県では、第一に「参入促進」、次に「労働環境・処遇の改善」を施策の方向性として捉え、関係機関等と連携して施策に取り組みます。

また、介護サービスの質の向上や多様化するニーズへの対応のため、サービスの担い手である介護職や地域包括ケアシステムを推進する上で不可欠な看護師や保健師、歯科衛生士、栄養士などの専門職等の人材の養成についても引き続き効果的な対策を講じていく必要があるため、具体的かつ実効性のある取組の実施に努めます。

さらに、介護現場での業務効率化や職員の負担軽減を図るため、ICTや介護ロボット導入を進めます。

#### 2. 介護予防・地域づくりの取組の推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、保険者である市町村が地域の課題を分析して、高齢者が自立した生活を送れるための取組や、壮年期から健康寿命の延伸

に向けた健康づくりを進めていくことが必要です。

県では、市町村が保険者機能を発揮して、リハビリテーション専門職等と連携した効果的な介護予防の実施や、多職種が参加する自立支援型の地域ケア個別会議を活用した適切なケアマネジメントの推進が図られるよう、研修会等を通じて市町村を支援します。

また、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯がより一層増加する中で、地域で支え合う生活支援等、地域づくりの支援体制の充実強化を図ります。

### 3. 認知症施策の総合的な推進

認知症高齢者の数は、全国で平成24(2012)年に462万人と推計されており、令和7(2025)年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。認知症が多くの人にとって身近なものとなっている中、令和元(2019)年6月、国の認知症施策関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が決定されました。

県においても、認知症施策推進大綱を踏まえ、第一次宮崎県認知症施策推進計画を策定し、下記の理念及び方針に沿って、市町村のみならず、医療・介護・地域といった各分野の連携の下、関連施策を総合的に推進します。

#### ○ 理念

認知症は誰もがなり得るものとして、予防<sup>(\*)</sup>に資する可能性がある取組を推進するとともに、たとえ認知症になっても、尊厳を保ち、安心して自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、次のとおりとします。

認知症があってもなくてもできる限り住み慣れた地域で  
安心して自分らしく暮らし続けることができる社会づくりをめざして

#### ○ 方針

##### ① 認知症に対する正しい理解の普及

認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるための基盤として、本人の協力も得ながら認知症に対する正しい理解の普及に取り組みます。

##### ② どこに住んでいても、予防・医療・介護等の連携による適時適切なサービスが受けられる環境の整備

予防に資する可能性のある活動を推進するとともに、医療、介護及び介護者

\*1 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ということを意味する。

支援といった、本人や家族等が必要とするサービスが可能な限り住み慣れた地域で切れ目なく受けられる環境を、地域住民の活動も促進しながら整備します。

### ③ 住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援体制の構築

本人が認知症になる前と変わらず、社会の一員として住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症バリアフリーを推進するとともに、本人の意欲に応じた支援が行える体制を整備します。

## 4. 介護サービス基盤の充実

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、自らが選択したサービスを利用し、自立した生活を送ることができるようにするため、居宅サービスや地域密着型サービスの充実等により地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護する家族等の負担軽減を図ります。

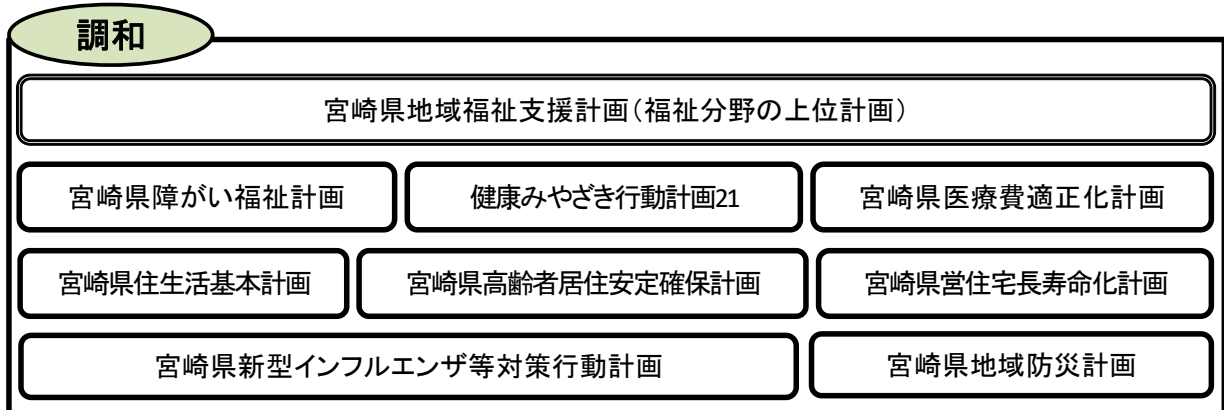
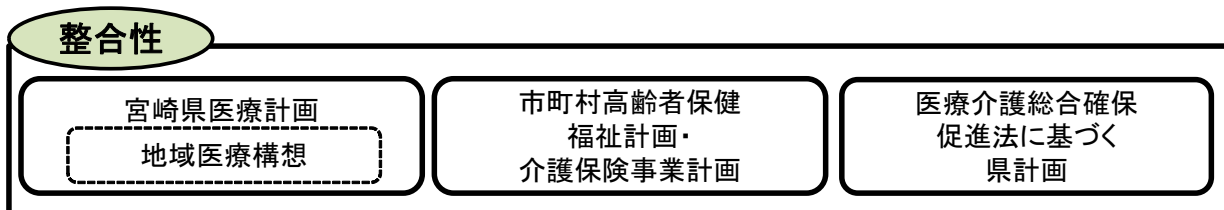
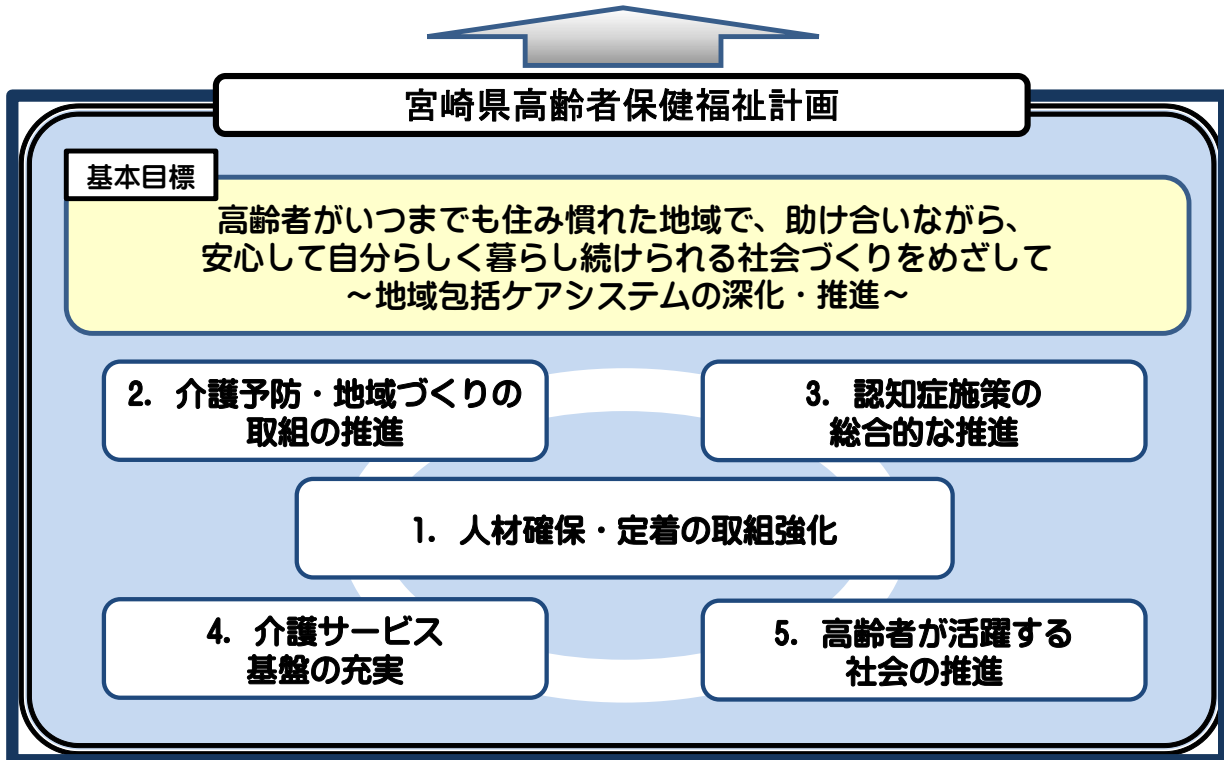
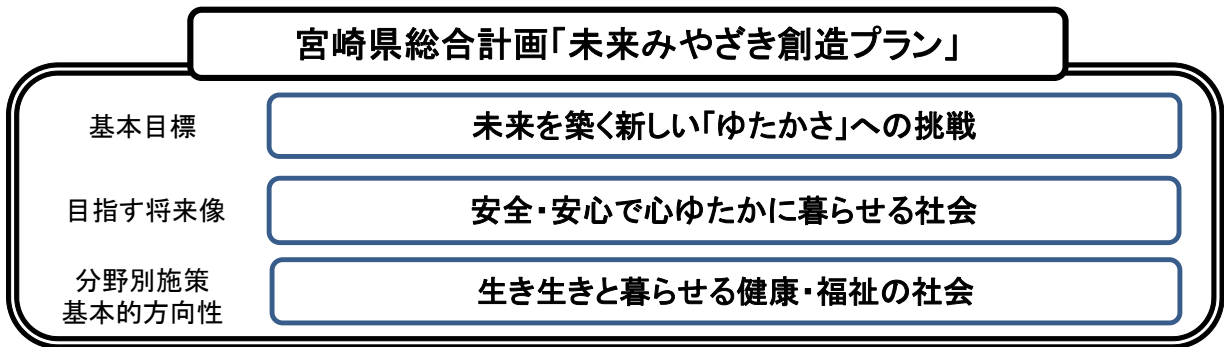
また、居宅では介護の困難な重度の要介護者の増加やニーズの多様化への対応として、各市町村計画を基に、施設・居住系サービス基盤の計画的な整備を促進するよう努めます。

## 5. 高齢者が活躍する社会の推進

高齢者が、目標や生きがいを持ち、活力に満ちた長寿社会づくりを進めていくためには、高齢者が持てる能力を十分に発揮し、地域を支える一員として生き生きと活躍することが重要です。

県では、高齢者が活躍する場づくりや、社会参加のきっかけづくりを提供し、高齢者自身が地域社会の活力を維持・増進する担い手としてシニアパワーを十分発揮し、生き生きと活躍する社会づくりに取り組みます。

◆計画の概念図



◆体系図

